

第4回地方創生対策本部会合 次第

日時：平成27年11月18日(水) 15:00～16:00

場所：都道府県会館 6階 知事室

1 本部長あいさつ

2 議 事

地方創生実現のための緊急決議（案）等について

<配付資料>

地方創生実現のための緊急決議（案）

「地方創生行動」リストの主要事例（案）

「地方創生に関する今後の取組について」（全国都道府県アンケート結果概要）

地方創生対策本部 構成メンバー名簿

	都道府県知事	委員名	役職
1	北海道知事	高橋 はるみ	
2	秋田県知事	佐竹 敬久	
3	山形県知事	吉村 美栄子	
4	栃木県知事	福田 富一	
5	埼玉県知事	上田 清司	顧問
6	富山県知事	石井 隆一	
7	岐阜県知事	古田 肇	本部長
8	京都府知事	山田 啓二	顧問
9	鳥取県知事	平井 伸治	
10	徳島県知事	飯泉 嘉門	副本部長
11	高知県知事	尾崎 正直	
12	大分県知事	広瀬 勝貞	

第4回地方創生対策本部会合 出席者名簿

	都道府県	役 職	氏 名	備 考
1	北 海 道	—	—	欠席
2	秋 田 県	—	—	欠席
3	山 形 県	—	—	欠席
4	栃 木 県	東京事務所次長	平 野 裕	代理
5	埼 玉 県	—	—	欠席
6	富 山 県	知 事	石 井 隆 一	WEB
7	岐 阜 県	知 事	古 田 肇	WEB
8	京 都 府	政策企画部企画監	森 川 世 紀	代理
9	鳥 取 県	東京本部副本部長	吉 井 美和子	代理
10	徳 島 県	東京本部副本部長	中 西 洋 一	代理
11	高 知 県	東京事務所副所長	西 岡 幸 生	代理
12	大 分 県	知 事	広 瀬 勝 貞	WEB

地方創生実現のための緊急決議（案）

全 国 知 事 会
平 成 2 7 年 1 1 月

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた取組を検討されているが、地方創生こそ一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、これまで全国的に加速させてきた地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならない。

我々地方は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、地方版総合戦略を整え、強い決意と覚悟を持って地方創生を成し遂げるために全力で取り組んでいく。

一方、地方創生を実現するためには、地方と国とが車の両輪となって取り組むことが不可欠であり、国は、政府関係機関の地方移転などについて自らその役割を積極的に果たさなければならない。

国においては、これまで全国知事会が要請した施策をさらに強力で展開するとともに、特に以下の措置を速やかに断行するよう強く求める。

- 1 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止など、少子化対策の抜本強化を図ること。
- 2 地方拠点強化税制に係る運用や制度の拡充、介護保険に係る住所地特例の拡大など、地方への移住定住政策を強力で推進すること。
- 3 政府関係機関の地方移転について、地方からの提案を真摯に受け止め、国家戦略として国自らその実現を図ること。
- 4 新型交付金の内容や規模について、地方の創意工夫を十分に実現できるよう補正予算も含めて拡充するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担について「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に地方財政措置を確実に講ずること。

「地方創生行動」リストの主要事例（案）

若者も高齢者も住みたい地方へ

■移住者数 平成25年80人→平成31年850人：徳島県

<住みたい・働きたい「とくしま回帰」の加速>

- ・地方と都市の学校間移動を容易にし、双方の学校で教育を受けることができる「デュアルスクール」のモデル化
- ・「住所地特例制度」の適用対象の拡大実現等による「徳島型CCRC」の構築 等

■CCRC事業の実施エリア数 H31までに4箇所（H26：－） ：山形県

<元気なシニア等の移住促進プログラムを展開>

- ・先輩移住者との交流や年代・分野等に応じた就業体験、地域づくり活動への参加等、体験型の短期滞在プログラムを展開 等
- ・元気なシニアが自立した生活を送り、必要に応じた医療サービス等を受けられる「山形県版CCRC」の展開 等

■企業立地件数 5年間で895件（国内企業700件、外国・外資系企業125件、IT関連企業70件）：兵庫県

<企業等の立地・投資の促進－「産業立地条例」による税制上の優遇措置など>

- ・産業立地条例に基づき、不動産取得税の軽減、設備投資補助、雇用補助に加え、法人事業税の軽減等の立地支援措置を実施
- ・本県発祥など“兵庫ゆかり”の企業について、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」の企業訪問体制の強化等により、本社機能や生産拠点等の立地を促進 等

■県内高校の進学予定者のうちの学生登録者の割合 2019年度100% （2014年度53.0%）：島根県

<しまね学生登録による県内就職の促進>

- ・県内外の大学等に在学する学生を「しまね学生登録」に登録
- ・学年に応じた就職情報誌の送付、島根県内でのインターンシップの紹介や、企業の採用担当者による企業説明会・就職面接会の開催案内等を実施し、登録の拡大により県内就職を促進 等

地域の産業を未来の成長産業へ

■地産外商公社の外商活動による成約金額 平成27年度20億円（平成23年度3.41億円）：高知県

<地産外商の推進>

- ・「高知県地産外商公社」を平成21年に設立し、県外で売れる商品づくりや、本県産品の売り込み、商談機会の確保、アンテナショップ「まると高知」を拠点とした首都圏での情報発信などを実施
- ・平成27年度より、地産外商公社の体制を強化して、首都圏での新規の商先を開拓するとともに、地産外商公社の活動範囲を関西、中部、中国、四国、九州にまで広げて、本県産品の外商活動を全国展開 等

■航空宇宙産業の製造品出荷額倍増：2022年に4,000億円（2012年：2,162億円）：岐阜県

<航空宇宙産業の振興>

- ・航空宇宙産業等の人材育成施設「成長産業人材育成センター（仮称）」での多様な人材育成や、「かかみがはら航空宇宙科学博物館」の機能充実・魅力向上等を実施
- ・航空宇宙分野の支援専門職員を県産業経済振興センターに配置し、一貫生産体制の構築に対するアドバイスを行うなど、航空宇宙産業への総合的な支援を実施 等

■りんごの輸出量 2020年に3万トン（2013年：2万トン）：青森県

<アグリ（農林水産業）分野の成長産業化>

- ・農産物・畜産物・林産物・水産物等高品質な青森県産品の「ブランド力」の更なる向上、青森県産品の積極的な情報発信等による、信頼・人のつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」
- ・高品質な青森県産品の安定的な生産体制の整備、低コスト化や大規模化等による生産性の向上や競争力の強化等による、安全・安心で優れた青森県産品づくり 等

■素材（丸太）生産量 1,030千m³（H23-25平均）→1,380千m³（H31）：秋田県

<「ウッドファーストあきた」の推進による林業雇用の拡大>

- ・「ウッドファーストあきた」県民運動やポイント事業の実施、CLT等の新製品の開発・実証、モデル建築物の展示等による需要の喚起
- ・林業大学校等での研修動画をネット配信し、同サイトで募集する県内外の新卒者等を対象とした林業体験やインターンシップの実施 等

地方を支えるひとづくりを

■県が関与する高度人材養成事業の受講者数 H31 年度に 1,400 人 (H25 年度 : 868 人) : 宮城県

＜大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援＞

- ・県内の教育機関や産業支援団体等から構成される「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」等を活用して、志教育など、産学連携により学校と地域企業が一体となった各世代に応じた「人づくり」を推進
- ・大学等の学生に対する実践的な教育（授業等や就業体験）や工場見学会の開催により、生産現場等における「中核的人材」になり得る人材の安定的な供給を促進 等

■高校生の技能検定合格者数（年間） 800 人（2013 年度 : 642 人） : 愛知県

＜大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援＞

- ・高等技術専門校において、企業実習を伴う職業訓練や、専修学校等を活用した公共職業訓練などを民間との連携を図りつつ実施するなど、企業ニーズに対応した人材の育成を支援
- ・本県の工業教育の中核となる県立愛知総合工科高等学校を 2016 年 4 月に開校するとともに、同校の専攻科において、「公設民営化」と高等学校専攻科から大学への編入学を導入 等

地域資源を世界へ

- 地域の伝統・文化行事に参加している児童生徒の割合 H31：小学校
6年生 90.0% (H26：86.3%) 中学校3年生 70.0% (H26：59.0%)
：山形県

＜文化等を通して地域への愛着・誇りを醸成＞

- ・学校の教育活動と関連させた地域の伝統・文化行事を体験する活動の実施等により、子どもたちによる郷土芸能活動を支援し、地域の伝統・文化を継承
- ・地域の芸術文化団体や市町村との連携による総合型文化クラブ(仮称)モデル事業の実施等により、芸術文化団体等による子どもの頃から伝統・文化・スポーツに触れる機会を拡大 等

- 観光消費額 2019年に5,150億円(2014年：4,684億円)：栃木県

＜選ばれる観光地づくりの推進＞

- ・本県の特色を生かしたDMOの形成など地域が主体となった観光地づくりを推進するとともに、観光関連産業による地域資源を生かした商品開発等を促進
- ・県民一人ひとりのおもてなし向上に対する機運の醸成や、案内表示の多言語化・Wi-Fiやトイレ洋式化等の推進、主要駅等と観光地を結ぶ二次交通の利便性の向上促進等観光客の受入態勢を整備 等

- 外国人観光客 154万人(H26)→300万人(H32)：北海道

＜「新幹線時代」の交通網整備と誘客促進＞

- ・開業前において、食・観光の魅力の発信など首都圏や北関東・東北地域をターゲットとした誘客キャンペーンを展開
- ・開業後において、新函館北斗駅周辺の賑わいを創出するとともに、全国規模の集中的なキャンペーンの実施などにより北海道の魅力を発信 等

- 鳥取砂丘コナン空港利用客数 42万人(H31年度)(343,633人(H26年度))、米子鬼太郎空港利用客数 65万人(H31年度)(531,544人(H26年度))：鳥取県

＜外国人が憧れる鳥取＞

- ・物販・飲食機能の弱い鳥取砂丘コナン空港で物販・飲食店の試験開設や空港案内・情報発信機能などの機能強化を通じて国内外からの観光客等を増加させ、交流を促進
- ・国内定期便で来県する外国人客に対し、JR山陰・岡山エリアパスを主要駅窓口にて交付し、外国人観光客に対する山陰エリア内周遊の利便性を高めるとともに、県内航空路線への乗り継ぎ利用を促進 等

日本の将来を創る次世代へ思い切った支援を

■保育所等利用待機児童数 H29 年度に解消し、H31 年度まで 0 人を維持 (H26 年度 : 408 人) : 宮城県

<結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援>

- ・保育環境の充実を図るため、東日本大震災による被災保育所の早期復旧や保育士の確保に向けた取組を推進
- ・様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援につき、切れ目ない支援を行うためのワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた市町村の取組を支援 等

■がんばる子育て家庭支援融資による無利子融資件数 (累計) H31 年 780 件 (H26 年 0 件) : 富山県

<多子世帯の経済的負担の軽減>

- ・多子世帯の教育費等の負担を軽減し、県民が希望する子どもの数を持つようになるため、保育所・幼稚園等に通う第 3 子以上の保育料を無料化 (所得制限あり)
- ・3 人以上の多子世帯向けの低利融資につき、対象を大学生・短大生等から高校生以下に拡大し、あわせて利子補給により実施無利子化 等

■「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業 事業所数 : 557 社 → 750 社 (H31 年度末) : 岡山県

<子育てにやさしい環境づくり>

- ・ワーク・ライフ・バランスの重要性やメリットについて、実践事例を交えた研修会の実施のほか、コーディネーターの派遣などにより、企業に対して啓発や情報発信
- ・「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度等の推進や男性の育休取得促進、祖父母による孫育て休暇の普及 等

リダンダンシーが確保された多極型の国土づくりを

■京都府北部地域連携都市圏における連携施策数 平成 31 年度末 3 施策：京都府

<連携都市圏づくりの推進>

- ・京都府北部地域にて、人口減少下において、一都市集中ではなく、それぞれの市町村が個性と資源を活かし相互に連携・補完する取組
- ・中核市にも相当する公共サービスや都市機能、経済・雇用環境を備えたひとつの経済・生活圏を形成し、圏域全体の活性化を推進 等

■国や道の広域連携制度に取り組む地域数 12 地域 (H26) →21 地域 (H31) [うち道の制度 — (H26) → 7~9 地域 (H31)]：北海道

<「北海道型地域自律圏」の形成>

- ・道独自の市町村連携の地域モデルとして、実施市町村が地域連携ビジョンを策定し、広域連携の具体的な取組を推進
- ・道内各地において、地域の特色を活かした自律的で多様な広域連携を展開することにより、「北海道型地域自律圏」を形成 等

■高知版小さな拠点（集落活動センター）の開設 平成 33 年度に 130 カ所（平成 27 年 7 月現在 15 市町村 18 箇所）：高知県

<小さな拠点づくり>

- ・中山間地域の維持・創生を図るため、住民主体で集落連携等により、地域の課題解決に向けた地域の支え合いや活性化の仕組みづくりを行う集落活動センターの取組を推進
- ・将来的には 130 箇所程度の集落活動センターを立ち上げ、それぞれの市町村においてコンパクトな中心部と集落活動センターを衛星としたネットワークを、県内全域に構築 等

■ネットワーク化の希望を叶えた集落数 2019 年度までの累計で 1,500 集落（2014 年度：—）：大分県

<ネットワーク・コミュニティの構築>

- ・地域で活動している企業、社会福祉法人等が、自らの組織を積極的に多機能化し、暮らしの場づくりに取り組む活動を支援
- ・地域の公共交通空白地にて住民の移動手段を確保するため、NPO 等地域の担い手と連携した交通ネットワークの構築をモデル的に実施
- ・集落同士をネットワークで結び、個々の機能を分担・補完し合い、全体が一つのコミュニティとなることを促進 等

「地方創生に関する今後の取組について」 全国都道府県アンケート結果概要

I 地方創生に関する取組のプロセス（※）について

※今後の全国知事会の地方創生に関する取組として、各都道府県における地方版総合戦略の策定（予定）を受け、『地方創生行動』リストを大幅に増強し、国の対応を促す。

○ 賛成意見：20団体、特に意見なし：15団体、留意すべき事項等意見：12団体

＜留意すべきとした主な意見＞

- ・新型交付金や地方負担の地方財政措置、政府関係機関の地方移転など、ポイントを絞り、国に対して提案すべきである。
- ・新たに任命された「1億総活躍相」の所掌業務として、少子化対策や介護離職者への対応が挙げられているが、地方創生の取組と重複している。地方創生の扱いが、政府の中で相対的に低下しないよう、地方創生の役割を改めて確認し、戦略期間における継続的な施策展開のための財源の確保について、機会あるごとに訴えていくべきである。

II 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略について

策定時期	地方人口ビジョン	地方版総合戦略
策定済	8団体	7団体
～10月	31団体	31団体
11月～3月	8団体	9団体

Ⅲ 国で検討が進められている政策について

1 生涯活躍のまち（日本版CCRC）について

○ 13団体から、国に対して要望・提言が必要であるという意見があった。

<主な意見>

- ・介護保険に係る住所地特例の拡大や調整交付金の配分方法見直しなど、国によるきめ細やかな財源調整について引き続き強く要望すべきである。
- ・生涯活躍のまち（日本版CCRC）の検討やモデル事業の選定にあたっては、多様なモデルが対象となるよう、国への働きかけをすべきである。
- ・全国的に懸念されている介護人材不足に対し、それぞれの地方だけで解決することは困難であり、国として、この問題にどう対処するのか方針を示すよう求めていくべきである。

2 政府関係機関の移転について

○ 28団体から、国に対して要望・提言が必要であるという意見があった。

<主な意見>

- ・2割程度の政府関係機関地方移転を促すよう閣議で決定する等、数値目標の設定と地方移転を促す施策の展開について引き続き要望すべきである。
- ・まち・ひと・しごと創生本部によるヒアリングでは、所管省庁から移転に対する強い懸念が示されるなど、極めて消極的な姿勢であった。東京一極集中を是正するという強い意思のもと、地方移転を強力に推進すべきである。
- ・移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の機能確保などの課題については、国自ら検討を行うべきである。

3 新型交付金について

- 32団体から、国に対して要望・提言が必要であるという意見があった。
 - ・十分な総額の確保を求める団体：10団体
 - ・自由度・弾力性を求める団体：9団体
 - ・補正での対応を求める団体：4団体

<主な意見>

- ・新型交付金の制度設計等に当たっては、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえる形で検討を進めるとともに、新型交付金に係る地方財政措置については、自治体が着実に執行できるよう「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じるよう、引き続き要望すべきである。
- ・地方の新年度予算編成に支障をきたさないよう、早急に新型交付金の具体的な内容を示すよう更なる要請を行うべきである。

4 平成26年度補正予算で措置された地方創生先行型交付金の上乗せ分について

- 10団体から、国に対して要望・提言が必要であるという意見があった。

<主な意見>

- ・上乗せ交付分については、基礎交付分の取り扱いが一部見直され、より地方にとって使い勝手のよいものとされたものの、依然として一部の制約が残っている。そのため、今後、交付金創設に当たっては、更に要件を緩和するなど地方の自由裁量が許容される制度設計を行うべきである。
- ・国に対し、申請された事業について原則全て採択した上で、速やかに交付決定することを求めるべきである。

5 その他

<主な意見>

- ・ T P P大筋合意内容の丁寧な説明、国内への影響の分析、特に影響が懸念される農林水産業分野をはじめとした各分野における万全の対策等を求めていくべきである。
- ・ 「地方創生」と「1億総活躍」の両政策については、重複する部分も多いと思われることから、地域の対応に混乱が生じないように早期に政策の内容及び自治体の役割を示すよう求めるべきである。

「地方創生実現のための緊急決議（案）」について

平成27年11月18日
徳島県

「地方創生実現のための緊急決議（案）」の取りまとめの内容については、賛同する。

その上で、現在の決議は、「少子化対策の強化」「高齢者地方移住の促進」「政府関係機関の地方移転」「新型交付金の拡充」の4本が柱となっているところであるが、このうち「少子化対策」については、原案の「国保ペナルティ」の課題だけではなく、出生率改善には、多子世帯への支援についても、大きな効果があることから、次の通り、決議文に加えるべきである。

- 1 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国保負担減額調整措置の廃止、第3子に対する保育料の無料化など、少子化対策の抜本強化を図ること。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」でも、地方創生の深化に向けた重要なテーマとして掲げられている、地域の観光施策の強化についても、決議文に盛り込むべきであると考えます。

訪日外国人誘客の政府目標（2020年に2千万人）については、今年中にも前倒しでの達成が見込まれ、安倍首相も「2千万人は通過点、新たな上積みへ向けて、キーワードは『地方』と『消費』」との方向性を打ち出し、国を挙げてのインバウンド対策の推進が必要とされているところである。

特に、現状、課題となっている空港や宿泊施設の逼迫の解消に向けて、新たな観光ルートの開発や、地方空港の路線充実といった、地方全体でのインバウンド対策を展開することで、地域経済を活性化させ、地方創生の実現に大きな効果を及ぼすものとなる。

そこで、決議文の5つめの柱として、次の項目を掲げることについて、提案する。

- 5 地域に活力をもたらすインバウンドについて、日本全体での受け入れ拡大へ向けて、各地域において、観光振興を戦略的に取組む組織（日本版DMO）を設置するとともに、広域観光ルートの活用や、地方空港の路線充実など、国を挙げた取組みを推進すること。

地方創生実現のための緊急決議（案）

全 国 知 事 会
平成 2 7 年 1 1 月

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた取組を検討されているが、地方創生こそ一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、これまで全国的に加速させてきた地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならない。

我々地方は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、地方版総合戦略を整え、強い決意と覚悟を持って地方創生を成し遂げるために全力で取り組んでいく。

一方、地方創生を実現するためには、地方と国とが車の両輪となって取り組むことが不可欠であり、国は、政府関係機関の地方移転などについて自らその役割を積極的に果たさなければならない。

国においては、これまで全国知事会が要請した施策をさらに強力に展開するとともに、特に以下の措置を速やかに断行するよう強く求める。

- 1 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止など、少子化対策の抜本強化を図ること。
- 2 地方拠点強化税制に係る運用や制度の拡充、介護保険に係る住所地特例の拡大など、地方への移住定住政策を強力に推進すること。
- 3 政府関係機関の地方移転について、地方からの提案を真摯に受け止め、国家戦略として国自らその実現を図ること。
- 4 新型交付金の内容や規模について、地方の創意工夫を十分に実現できるよう補正予算も含めて拡充するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担について「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に地方財政措置を確実に講ずること。

5 働く場の確保に向けたハローワークの地方移管の実現など、地方分権改革のさらなる推進を図ること。

全国知事会地方創生対策本部
本部長 古田 肇 様

地方創生のための提言について

ご案内をいただきました第4回地方創生対策本部会合につきましては、用務のため欠席とさせていただきますが、ご提案のありました「地方創生実現のための緊急決議（案）」については、別添のとおり意見を申し上げます。

平成27年11月17日
埼玉県知事 上田 清司

記

1 基本的な考え方（目指すべき将来像）

- 国の成長エンジンとしての役割を果たしてきた首都圏の活力を奪うことなく、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく「プラスサム」社会を実現しなければならない。
- 地方創生を実現するためには、地方が自らの判断で様々な取組に踏み込めるような権限及び税財源の移譲が不可欠である。
- 地方自らが将来に向けて思い切った戦略を描ける環境を整えることこそが地方創生の本質である。
- 新型交付金については、地方の創意工夫が活かされるよう、自由度の高いものとするとともに、地方が競い合えるような仕組みにすべきである。
なお、交付金の総額や補助率、補助期間は、地方がまち・ひと・しごと創生の取組を推進する上で極めて重要な事項である。今後も地方の意見を汲み取る形で検討が進められるべきと考える。

2 意見（文言の追加等）

- (1) 政府関係機関の地方移転に係る記載に以下の文章を追加する。

「なお、対象機関の選定に当たっては立地の経緯や一極集中是正に与える効果等を考慮すること。」

- (2) 新型交付金に係る記載の書き出しを以下のとおり修文する。

「新型交付金について、地方の創意工夫を十分に実現できるよう自由度の高い内容とするとともに、その規模を拡充し、」